

土地の埋立て等を実施するにあたっての留意事項

1 事業計画策定にあたって

- (1) 着手から2年以内に完了する計画としてください。(一時たい積事業は除きます。)
- (2) 関係機関、町関係課と事前に十分打合せを行い、この条例以外の法令等で規制があるものについては、それぞれの法令等の適用を受けることになるので、許認可等が必要なものについては併せて許認可等の申請をしてください。

関係法令等

森林法(昭和26年法律第249号)
都市計画法(昭和43年法律第100号)
建築基準法(昭和25年法律第201号)
宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)
砂防法(明治30年法律第29号)
砂利採取法(昭和43年法律第74号)
採石法(昭和25年法律第291号)
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)
道路法(昭和27年法律第180号)
道路交通法(昭和35年法律第105号)
都市公園法(昭和31年法律第79号)
自然公園法(昭和32年法律第161号)
地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)
河川法(昭和39年法律第167号)
都市再開発法(昭和44年法律第38号)
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)
農地法(昭和27年法律第229号)
農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)
都市緑地保全法(昭和48年法律第72号)
生産緑地法(昭和49年法律第68号)
文化財保護法(昭和25年法律第214号)

- (3) 3月ごとに行う土壌の調査について、その結果を町が確認するまでの間は土地の埋立て等
は行えないので、計画を立案する際には留意してください。

2 事業区域について

- (1) 事業区域の面積には、保安区域を含みますが、進入道路、現場事務所の敷地等は含みません。
- (2) 申請時において、現地にて事業区域及び実際に土地の埋立て等を行う区域を杭等で表示し
確認できるようにしておいてください。

3 使用する土砂等について

- (1) 土砂等の性質は、第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土(建設業に
属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平

成 3 年建設省令第 19 号) 別表第 1 に掲げられるもの) に該当しなければなりません。

- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥等の廃棄物は、条例でいう土砂等には含まれないので、それらによる土地の埋立て等はできません。
- (3) 土地の埋立て等に使用する土砂等の発生元証明書、土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書は、土砂等の発生場所ごとに必要です。

4 説明会の開催について

(1) 説明会を開催する場所や時間について

例えば、地域のコミュニティセンターにおいて休日に開催するなど、住民が集まりやすい場所と時間で開催するようお願いします。地域のコミュニティセンターの使用の可否については、各地区の区長又は自治会長にお問合せください。

(2) 説明の内容について

説明会においては、次の項目について必ず説明をお願いします。

- ア 土地の埋立て等を行う目的に関する事
- イ 土砂等の発生場所に関する事
- ウ 土地の埋立て等に使用する土砂等に関する事
- エ 工事期間に関する事
- オ 作業時間に関する事
- カ 事業区域の安全対策に関する事
- キ 搬入経路・搬入時間に関する事
- ク 周辺道路の交通安全対策に関する事
- ケ 騒音、振動対策に関する事
- コ 粉じん対策に関する事
- サ 雨水排水対策に関する事
- シ 完了後の土地の形状、土地利用に関する事
- ス 災害等緊急時の対応に関する事
- セ 苦情等の対応窓口に関する事

(3) その他留意事項

- ア 周辺住民等からの質問や要望等について聴く時間を設けてください。
- イ 説明会を欠席した周辺住民等についても理解を得られるよう対応してください。

5 土採取事業との関連について

土採取を行った後、土砂等を搬入し埋立て等を行う場合には、この条例に基づく手続きのほか、東郷町土採取規制条例に基づく手続きが必要となります。この場合には、説明会の開催方法や事業の進め方について、調整が必要となりますのでご相談ください。